

地域で子どもを育むプロジェクト ～信州こどもカフェ運営支援助成～

2020年度 2次募集要項

趣 旨	<p>県内の子どもが地域の多様な人との関わりを通じて、様々な困難を乗り越え成長する力を育むことを目的として、信州こどもカフェ（以下「こどもカフェ」という。）の運営を支援します。</p> <p>※本助成は、テクノホーム長野株式会社様から長野県にいただいた寄付を活用させていただいて実施しています。</p>
対象団体	<p>助成対象となる団体は、令和2年12月までに開設する以下の（１）から（７）までをすべて満たすこどもカフェを運営する社会福祉法人、NPO又は任意団体等とします。</p> <p>（１）県内で開設され、営利を目的としないもの。</p> <p>（２）計画的に開催され、同一地区内で月1回以上開催されるもの。</p> <p>※新型コロナウイルスの影響により開催することが困難と認められる場合、月1回以上の要件を満たなくても助成対象とします。</p> <p>（３）以下アからウのいずれかに該当する複数の取組を行うものであること。</p> <p>ア 学習支援と食事提供 イ 学習支援とその他の取組（悩み相談、学用品のリユース、高齢者との世代間交流等） ウ 食事提供とその他の取組（悩み相談、学用品のリユース、高齢者との世代間交流等）</p> <p>（４）今年度、長野県で実施する地域発元気づくり支援金の助成を受けていない団体であること。</p> <p>※ただし、長野県で実施する地域発元気づくり支援金により信州こどもカフェに係る助成を3か年受けたものについては、この限りではありません。</p> <p>（５）こどもカフェの開設時に、現場を統括するリーダー及び子どもに対して適切な支援ができるボランティア等のスタッフが配置されていること。</p> <p>（６）食事提供にあたっては、無料又は低額（実費相当程度）の料金とされていること。また、保健所の指導に従い衛生管理が十分配慮されていること。</p> <p>（７）活動内容が公序良俗に反しないこと。</p> <p>《グループ申請について》 単体のこども食堂では月1回以上の要件を満たしていなくても、複数のこども食堂が協同（グループ）で実施することで月1回以上の要件を満たす場合は、グループとして助成対象とします。</p>
対象経費	<p>こどもカフェの活動に要する経費 （食材費、賃借料、謝金、旅費、印刷費、消耗品費、燃料費 等）</p> <p>※領収書またはレシート等の明細のあるものに限りです。</p> <p>※1件あたり100,000円以上の物品で1年以上にわたり使用に耐えると認められる物品は対象となりませんので、ご注意ください。</p> <p>※新型コロナウイルスの影響により開催できない月に、家庭向けに弁当や食料品の配布を行う場合、活動に必要な上記経費も対象とします。</p>
対象期間	令和2年4月1日から令和3年2月28日までに行う事業

<p>限度額</p>	<p>活動を行うこどもカフェの開設時期により助成限度額は、以下（１）（２）のとおりです。</p> <p>（１）昨年度より継続して活動を行っている場合 1か所あたり 6万円以内</p> <p>（２）令和2年4月から令和2年12月の間に開設する場合 1か所あたり 8万円以内</p> <p>※実際の助成決定額は、申請の状況等をみて決定します。採択されない場合もありますのでご了承ください。</p> <p>※助成額は実績に応じた額でお支払いします。</p> <p>※交付が決定した団体の次年度以降の助成限度額は1か所あたり3万円以内とし、助成金の受取は3か年を限度とします。</p>
<p>応募方法</p>	<p>助成申請書（様式1-1）を記入の上、関係書類を添付して、こどもカフェを開設する管内の市町村社会福祉協議会にご提出ください。ご提出いただいた申請書は市町村社会福祉協議会を通じて本会へ回送されます。</p> <p>助成申請書は本会ホームページからダウンロードすることができます。</p> <p>【募集締切】令和2年12月16日（水）</p>
<p>助成決定から実施報告までの流れ</p>	<p>（１）助成の決定 市町村社会福祉協議会に提出された助成申請書をもとに本会において審査後、本会から各団体にお知らせします。（12月下旬頃）</p> <p>（２）助成金の送金（概算払い） 助成決定後、指定口座に送金します。（1月上旬頃）</p> <p>（３）実施報告書の提出 事業実施後に実施報告書を提出してください。</p>
<p>助成に関する問合せ先</p>	<p>社会福祉法人長野県社会福祉協議会 まちづくりボランティアセンター 〒380-0928 長野市若里7-1-7 長野県社会福祉総合センター4階 TEL：026-226-1882 / FAX：026-228-0130 E-mail：vcenter@nsyakyu.or.jp / URL：http://www.nsyakyu.or.jp/</p>
<p>申請書提出先</p>	<p>こどもカフェを開設する管内の市町村社会福祉協議会にご提出ください。ご提出いただいた申請書は市町村社会福祉協議会を通じて本会へ回送されます。</p> <p>【市町村社会福祉協議会の所在地・連絡先】 URL：http://www.nsyakyu.or.jp/soumu/link.php</p>